第127期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制 及び当該体制の運用状況 会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する基本方針

第127期(2019年4月1日~2020年3月31日)

大同工業株式会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.did-daido.co.jp)に掲載することにより、ご提供しているものであります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、法令遵守並びに経営及び業務の遂行のため、必要な規定、基準を体系化し、その取 扱いと運用を定め、取締役・使用人の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。

安全、防災等に関しては、各種委員会を設置し、委員会の活動を通し法令を遵守するとともに、品質・環境についてはISOマネジメントシステムの運用を通して企業の社会的責任を果たしていく。

グループ各社を含めたCSR並びにコンプライアンスに関する活動を統括し、推進するための、社長を委員長とするCSR委員会を設置する。また、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部統制監査室を設置し、企業集団の内部統制の整備・運用状況の評価並びに企業活動における法令遵守や倫理性の確保に努める。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等 によう)に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査のは、これらの文書等の情報を適味によ
 - という) に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査役は、これらの文書等の情報を適時に入手することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、防災等に関する規定の整備・運用及び各種委員会の活動により、危険発生の予防措置 を講ずるとともに、危険発生時には、随時それぞれの担当部署が各種の委員会等を開催し、損 失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

企業集団に潜在するリスクの更なる洗い出しを行い、必要な規定・体制の整備に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 以下の経営管理システムを用いて、企業集団における取締役の職務の執行の効率化を図る。
 - 1) 社内規定による職務権限、意思決定ルールの明文化
 - 2) 取締役を構成員とする経営会議等の設置
 - 3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく単年度計画の策定、部門毎の業績目標の設定と予算の立案
 - 4) | | Tを利用した月度業績管理及び予算管理の実施

- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する ための体制
- イ. 子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

口. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 二.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ会社管理規定」に基づき、グループ各社に月次報告書の提出及び重要事項の事前報告を求める。また、経営戦略会議では、経営業績及び経営計画等の報告を受け、承認を行う。これらにより、企業集団の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。 また、上記口、ハ、ニについては、①、③、④のとおり企業集団の規定・体制の整備に努める。

金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保については、内部統制監査室が企業集団の内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を経営者並びに取締役会に提唱する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項当社は監査役室を設置し、その職務を補助する専従スタッフを配属する。このスタッフは、会社の業務を検証できる能力と知識を持つ人材とする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、監査役と事前に協議を行い、同意を得た うえで決定し、取締役からの独立性を確保する。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従い、その業務を行う。
- ⑨ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - ロ. 子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に 報告するための体制

当社は取締役会、経営会議その他の重要な会議において、監査役へ法令及び定款に定める事項並びに経営計画、経営管理、財務、人事労務その他重要な事項を報告する。 前記に関わらず、監査役は随時、必要に応じて当社及びグループ各社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。

- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制当社及びグループ各社は、前号の監査役への報告を行った者に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該 監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理 する。
- ② その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 代表取締役をはじめとする経営陣は、監査役と定期的に意見及び情報の交換を行い、適宜必 要な情報を提供し、監査役との意思の疎通を図る。また、監査役の職務の執行にあたり、監査 役が必要と認めた場合には、弁護士・公認会計士等の外部専門家との連携を図ることができる 環境を整備する。
- ③ 反社会的勢力排除に向けた体制 当社は、市民社会の秩序や企業の健全なる活動を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を遮断 するとともに、不当な要求に対しては、主管部署が警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、 組織的に毅然とした対応をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された内部統制の基本方針に基づき、社長直轄の独立した内部統制監査室が、当社グループの業務監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しております。また、定期的なモニタリングを行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、必要な是正・改善を進めております。内部統制システムの構築並びにその運用・改善に関する重要課題については、期首に策定される計画に基づき各四半期末に開催されるCSR委員会にて審議した上で、その対応方針を決定しております。

② コンプライアンス

CSR委員会の運営を通じ、当社グループ全体のコンプライアンス意識の醸成に努めております。また、内部通報規定の制定及び運用を通じ、ヘルプライン(内部通報の窓口)制度周知に努めております。通報事案については、社内各部署及び外部専門家等と連携し適切な対応を行うとともに、CSR委員会において適時に報告を行うこととしております。

③ グループ会社管理体制

当社グループにおける業務の適正かつ効率的運営を確保するため、グループ会社にも適用されるグループ会社管理規定に基づき、経営戦略会議を開催することとしております。当該会議においては、グループ会社の経営業績及び経営計画等の報告・承認、グループ経営方針の徹底並びにグループ会社間の調整等が行われております。なお、当事業年度中においては、当該会議を3回開催しております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針及び計画に基づき、内部監査及び会計監査人による内部統制の運用状況のテストを実施し、当社グループの財務報告に係る内部統制に関する評価を行っております。また、社内規定や業務プロセスの整備、評価及び改善も同時に行っており、これらの評価結果については、CSR委員会を通じて取締役及び監査役に報告され、別途、会計監査人に対しても報告されております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は以下のとおりであります。

I 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社がお客様のニーズを満たす技術の徹底追求を行い、高機能、高品質の製品をお届けすることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、当社の企業価値の源泉である①お客様のニーズに応える技術力、②グローバルな供給体制、③取引先との強固な信頼関係、④「D. I. D」の世界的なブランド力、⑤地域経済・社会への貢献及び⑥各事業間の相互補完関係の確保を踏まえ中長期的視点に立った施策を実行することが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。更に、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール(詳細につきましては、Ⅲをご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に 資する特別な取組みの概要

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、上述した当社の企業価値の源泉を更に維持・強化するために、①成長市場・成長分野の取り込みによる事業の拡大、②技術の進化による新たな市場の開拓及び③多様な人材の育成と活用に取り組んでおります。

当社は、経営に対する監視機能の強化を目的として社外監査役を3名選任している状況に加え、監督機能と業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しており、取締役会及び監査役会並びに各任意機関が相互に連携することで、経営に対する監査・監督が十分に機能する体制としておりましたが、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、2015年6月26日開催の第122期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程し、コーポレートガバナンスの更なる向上を図り、経営の健全性の維持と透明性の確保に努めております。また、2008年6月27日開催の定時株主総会において、取締役の員数の上限を15名から12名に減少する旨の定款変更を行ったうえで、2013年6月27日開催の定時株主総会において、取締役を9名から7名に減員したことで、経営のスリム化と意思決定の迅速化を図り、経営全体の効率性の向上を実現しております。

加えて、法令順守の徹底を図るため、2008年4月1日より内部統制監査室を新たに設置し、必要に応じて基本方針の改定を含めた内部統制システムの継続的な整備を行うとともに、企業の社会的責任を果たすうえで重要な活動を統括・推進するため、CSR委員会を設置し、活動上の重要課題について適宜所要の審議及び方針決定を行っております。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が 支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2017年6月27日開催の第124期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下、「本対応方針」といいます。)を継続いたしました。

本対応方針は、(i)特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、(ii)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。)又は、(iii)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の無償割当てを利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。更に、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の 提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場 合) 又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、 代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規 模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、 当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付 者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示したり

することもあります。なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価 期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問 機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有

識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しな

いため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同 の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か等の本対応方針に かかる重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、新株予約権の無償割 当ての実施若しくは不実施の勧告又は新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべき である旨の勧告等を当社取締役会に対し行います。 当社取締役会は、前述の独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不 実施の決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行います。新株予約権の無償割当て実施の可否

につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日間以

内に当社株主総会を開催することとします。新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権者 は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得 することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという 行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる 旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が新 株予約権の無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権の無償割当ての実施が適切でないと判 断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当て実施の停止又は変 更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行いま す。

社株主総会の承認を経ることとします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株 主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ 随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

本対応方針の有効期限は、2017年6月27日開催の第124期定時株主総会においてその継続が承認され たことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新(一部修正したうえでの継続も含みます。)については当

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.did-daido.co.jp/) に掲載する2017年5月15日付プレスリリースをご覧ください。

IV 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

Ⅱに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、Ⅱに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、Ⅲに記載した本対応方針も、Ⅲに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その更なる継続についても株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、安定した配当の維持を基本とし、通期の業績、経営環境並びに中長期的な財務体質の強化等を総合的に勘案して配当を行う方針といたしております。また、配当性向につきましては、『第11次中期経営計画』の期間中において連結の親会社株主に帰属する当期純利益の15%以上とし、配当の継続的な拡大を目指しております。なお、剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であること及び取締役会の決議により9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、通期の業績を踏まえ、事業年度における配当回数は年1回としております。

当期については、業績が厳しい結果となり、誠に遺憾ではございますが、1株あたり15円の配当といたしたいと存じます。